

岐阜県地域年金事業運営調整会議運営細則

1. 所掌事務について

(1) 地域年金展開事業について

- ① 地方自治体、教育現場、企業、商工会議所（商工会を含む）、社会福祉施設、自治会（町内会を含む）などを通じて地域住民、学生及び従業員などを対象に実施する年金制度の普及・啓発、相談事業の実施状況を報告し、事業推進についてご意見、ご助言をいただく。
- ② 年金制度の普及・啓発のためエッセイ募集等の取組みについてご意見、ご助言をいただく。
- ③ その他、年金事務所が必要と認める事項についてご意見、ご助言をいただく。

(2) その他

- ① 地域年金展開事業の目的の一つである「国民年金保険料の納付率向上」について、事業実施状況を報告し、業務実績の向上に関するご意見・ご助言をいただく。
- ② お客様に対するサービス提供状況やお客様満足アンケートの結果、お客様の声等の状況を報告し、今後のサービス提供の向上に関するご意見・ご助言をいただく。

2. 委員について

(1) 推薦の依頼先について

日本年金機構岐阜北年金事務所長は、関係機関（団体）に対して、委員の推薦を依頼し、適任と認められる者を選定すること。

- ① 東海北陸厚生局が推薦する者→東海北陸厚生局に依頼
- ② 岐阜県国民年金都市協議会が推薦する者→岐阜県国民年金都市協議会に依頼
- ③ 岐阜県教育委員会が推薦する者→岐阜県教育委員会に依頼
- ④ 年金委員（職域型）を代表する者→岐阜県社会保険委員会連合会に依頼
- ⑤ 全国健康保険協会が推薦する者→全国健康保険協会岐阜県支部に依頼
- ⑥ 岐阜県社会保険労務士会が推薦する者→岐阜県社会保険労務士会に依頼
- ⑦ 岐阜県社会保険協会が推薦する者→岐阜県社会保険協会に依頼
- ⑧ 学識経験を有する者→岐阜県高等学校長協会に依頼
- ⑨ マスコミ関係者→株式会社岐阜新聞社に依頼

3. 委嘱状の交付について

日本年金機構岐阜北年金事務所長名で委嘱状を交付する。

4. 日本年金機構の会議出席者及び開催場所について

(1) 会議出席者

- ① 岐阜北年金事務所の所長、総務調整課長及び県内の年金事務所の所長（または副所長）は、必ず調整会議に出席すること。
- ② 岐阜北年金事務所の所長が必要と認める場合は、県内の年金事務所または事務センターの職員を指名して、会議に出席させることができること。

(2) 開催場所

原則として、調整会議の開催場所は岐阜北年金事務所の指定する会議室において開催すること。

5. 調整会議の開催月について

原則として年1回とすること。ただし、必要に応じ随時開催することとする。

6. 議事録等の取り扱い

調整会議における協議の内容等について、議事録または議事要旨を事務局が作成する。

なお、議事録または議事要旨及び会議資料は公開するものとする。

7. その他

調整会議において提起された意見・要望等については、原則として次回の調整会議までに整理し、その対応結果を報告すること。